

## 国産濃厚飼料生産拡大推進事業実施要領

### （趣旨）

第1条 国産濃厚飼料生産拡大推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱（令和7年1月31日付け府地創第22号、府地事第41号、6農振第2322号、20250121財経第1号、国総政第45号、環政総発第2501303号）、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業を除く。）（令和7年3月6日付け府地創第38号、府地事第67号）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### （目的）

第2条 資源の循環利用による「持続的な生産基盤の構築」並びに「食料安全保障」の観点から、国産濃厚飼料の生産拡大のための取組を支援することにより、飼料穀物の国内生産への転換を進め、本県畜産の生産基盤の強化を図ることを目的とする。

### （定義）

第3条 国産濃厚飼料生産拡大推進事業（以下「本事業」という。）において「国産濃厚飼料」とは、飼料用として利用する目的で栽培したとうもろこし、大豆及び大麦等の子実部分をいう。ただし、とうもろこしにあっては雌穂の芯及び穂皮、大豆にあってはさやを含むものも対象とする。

### （事業内容等）

第4条 本事業において実施する事業の内容については、以下のとおりとする。

（1） 国産濃厚飼料の現地実証

子実とうもろこし、イアコーン、大豆サイレージ等の現地実証に係る経費

（2） 国産濃厚飼料生産作業の効率化に向けた現地実証

実証に必要な専用アタッチメント等のレンタルまたは導入経費補助

### （事業実施主体）

第5条 本事業の実施主体は、要項別表に定めるものとする。

### （採択要件）

第6条 第4条（1）及び（2）の事業の実施にあっては、以下の要件を満たすものとする。

（1） 農業者の組織する集団が事業実施主体の場合、3戸以上の農業者で構成されていること。また、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約で定めてあること。

（2） 事業の実施にあたっては、県、市町村、関係機関等と連携した推進体制がとれること。

（3） 事業実施主体は、別記第1号様式による生産実証計画を策定し、その目標達成に向

けて取り組むものとする。

（補助対象経費及び補助額）

第7条 本事業の補助対象経費のうち要項別表に掲げる事業について、予算の範囲内において補助するものとする。

（事業実施計画の承認申請）

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けて補助事業等を実施しようとするときは、要項第3条の事業実施計画承認申請書を知事が別に定める期日までに提出するものとする。

2 事業実施計画承認申請書に添付する事業実施計画書は、別記第2号様式によるものとする。

（事業実施計画の承認と補助金の内示）

第9条 知事は、前条の規定により事業実施計画承認申請書の提出があった場合において、審査のうえ適正と認めたときは、事業実施計画の承認を行い、その旨を申請者に通知するとともに、補助金等の内示を行うものとする。

（事業実施計画の変更承認申請）

第10条 要項第5条第1項の事業実施計画変更承認申請書に添付する事業実施変更計画書は、別記第2号様式を準用する。

（補助金の交付申請）

第11条 要項第6条第2項第1号の事業計画書は、別記第2号様式を準用する。

（補助金等交付決定前着手承認申請）

第12条 要項第9条の補助金等交付決定前着手承認申請書は、別記第3号様式によるものとする。

（補助金の変更交付申請）

第13条 要項第8条第2項の事業変更計画書は、別記第2号様式を準用する。

（実績報告）

第14条 要項第13条第2項第1号の事業実績書は、別記第2号様式を準用する。

（財産の処分の制限）

第15条 要項第17条第1項の期間は、事業により整備した機械等にかかる耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による）の期間とする。

（雑則）

第16条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和４年５月２３日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

この要領は、令和６年７月１０日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

この要領は、令和７年５月２１日から施行し、令和７年４月１日から適用する。